

村上市長 高橋邦芳様

令和8年度 農業施策等に関する意見書

令和7年10月29日

村上市農業委員会

会長 石山 章

# 令和 8 年度農業施策等に関する意見

世界的な情勢不安や異常気象が恒久化する食料生産の不安定化の中、本市農業委員会は、食料生産の基盤となる「農地利用最適化」と「地域計画プラッシュアップ」に取り組んでいるところです。一方、食料・農業・農村基本法や関連農地法制が改正され、新たな施策に向けて進んでいますが、令和の米騒動による米の価格高騰は現在も続き、消費者と農業者の相互の不安定が続いています。

このような中、農業委員会では地域活動をとおして市の農業に必要な事項を取りまとめ、村上市の令和 8 年度の農業予算編成や国・県への要望に際し、本市の担い手が安心した農業経営が持続できるよう、取りまとめた意見を反映するよう意見書を提出いたします。

## 記

### 1 地域農業を守る体制の整備

#### ① 担い手への農地の集積・集約化の促進

令和 7 年 3 月に公表された本市 11 プランの地域計画については、策定後、集落協議から地区や地域での担い手（認定農業者、新規就農者、担い者等）による農地の集約化を進める話し合いの場が必要です。また、国の支援策も集積・集約から集約が主として移行されます。令和 8 年度に「全国農業担い手サミット in にいがた」が開催されます。各地域での地域計画を進める上で担い手による新たな協議の場を検討し、担い手への集約を図ること。

#### ② 新たな担い手（法人含む）や雇用確保体制の強化

担い手の高齢化による農業者数の減少は、農業・農村の維持に大きな影響を及ぼします。農業就農や経営継承、新規就農者を支援する取り組みが必要です。農業相談体制を強化し、新規就農者の受け入れや農業法人での雇用を推進すること。また、農業希望者の受け入れ対策として、農業体験メニュー作りや県内農業大学や専門学校へ市の農業を P R し、農業希望者のマッチングを推進すること。

### ③ 農地基盤整備の促進

担い手への農地の集約化を促進し、「守るべき農地」内の未整備ほ場の大区画化・汎用化など、基盤整備の促進と既存農業施設の長寿命化による更新を進めることとし、大規模化や農業用水の確保が難しい中山間地域の農地については、その土地にあった施策を講ずること。また、異常気象が今後も続くことが想定されることから、農業用水の渴水対策として、農業用井戸やため池（ファームpond）などの設置の検討を行うこと。

## 2 農業経営・担い手育成対策の強化

### ① 米価の安定に向けた取組

実質的な生産調整や異常気象による米不足が引き起こした令和の米騒動、現在も卸業者とJAの米の確保争いによる米の買取価格の高騰が見受けられます。米の価格高騰から、翌年の加工用米や輸出用米の作付けが主食用米の作付けに変わる恐れがあり、戦略的作物の助成額が主食用米に見合う額となるように国へ要望すること。

### ② 「岩船米」の高品質・良食味米の安定生産に向けた指導の強化

世界規模的な異常気象は、今後も続く可能性が高い。その影響で米の品質低下は、農業経営へ悪影響を及ぼし、農家の営農意欲の低下を招きます。

「岩船米」の高品質・良食味・安定生産に向け、新たな高温耐性品種の普及に取り組むとともに、異常気象時の迅速な情報発信と栽培技術指導など、気象変動対策を強化・徹底すること。

### ③ 耕畜連携による循環型農業の促進

肥料の高騰は、一時期よりは安定していますが、担い手の経費負担となっています。村上市有機リサイクルセンターで製造された堆肥を農業者が使いやすいように利用料の減免又は助成を図ることで、多くの農業者が生産コストの低減が図れるようにすること。

## 3 有害鳥獣からの農作物を守る支援策の強化

### ① 有害鳥獣による農作被害の軽減対策

村上市では、有害鳥獣対策として、国の制度活用や市単独制度により電気柵の設置助成及び有害鳥獣の捕獲のため狩猟免許の取得補助などにより対策を行っていただいていますが、近年山間地域でイノシシによる農地や水路、農道に被害が拡大し、民家にも被害が及ぶようになってきました。猟友会の構成員の高齢化が進み、活動に限界があるようになりますので、少しでも負担の軽減が図れるように、現在市が取り組んでいる有害鳥獣の一括捕獲を検証し、捕獲施設の拡大を図ること。

## ② 捕獲個体の処理や有効活用の検討

増え続けているクマやサル、イノシシなどの捕獲した個体の処分は猟友会がそれぞれ個体別に解体や埋設などを行っています。こうした個体の処分は、住民の理解が進まず捕獲者に大きな負担となっています。全国には捕獲個体をジビエやペットフードへ活用する施設運営を行っている事例もあります。本市においても解体場所の確保や処分施設建設運営の検討を進め処分問題の解決を図ること。

# 4 スマート農業の活用と新たな栽培技術の推進

## ① スマート農業の支援強化

情報通信技術を活用することで、水稻やハウス栽培棟の遠隔による給排水の自動化、農業機械による作業の自動化・省力化、農家の長年経験や勘に基づいたノウハウをデータ化し、後継者や新規就農者への技術伝承がスムーズになるなど、多くのメリットがありますが、スマート農業の導入には多額の費用を要します。現在の国・県の農業者支援策では一般の担い手に対する支援策がほぼありません。農業者人口が減少する中、市単独事業を創設し小規模担い手農家支援を図ること。また、国・県へ小規模担い手農家の支援事業の拡大を要望すること。

## ② 新たな農業技術の導入の推進

本年のように梅雨がなく真夏日が長期化したことによる水不足対策が必要です。その対策としてマイコス（乾田水稻種直播）やバイオスティミラントなど新しい栽培事例が出ています。市でも新たな米作りの研究を担い手と協力して試験栽培を実施し、生産コストや収量の実績を検証し、新たな農業技術として広く担い手へ広めていくこと。

## 5 業務の簡素化と組織体制の見直し

### ① 農業負担の軽減

令和 7 年 4 月 1 日以降の賃貸借は、農地中間管理事業による契約が中心となりました。これまでの基盤強化法による相対契約より、契約手続期間が長いことや出し手と受け手の中間で農地中間管理機構が契約相手となることから、事務手続きが増えました。また、全国で新潟県を含む 9 県が契約者への振込・引落手数料等として契約賃金の 1 % が徴収され、その一部が、農地中間管理機構が回収不能な賃借料に一時的に充てられています。農地中間管理機構が債権回収のため借り入れが出来ない実情から、国が債権回収（保証）制度を創設して、手数料を廃止し、必要な事務経費（手数料負担）を国が負担するよう国へ要望すること。

### ② 農業部門の組織体制の見直し

本市の農業行政は、農業・林業・水産業と広範囲にわたります。特に農業部門については、地域計画事業のブラックアップや農地中間管理事業ほ場整備事業、担い手確保対策など農林水産課と農業委員会と連携が必要不可欠です。平成 31 年度から農林水産課と農業委員会が離れた環境で業務を行っていますが、農林水産課と農業委員会が一体となり事業に取り組める組織体制の見直しを行うこと。